Sumitomo Corporation Global Research

干ばつリスクへの備えをどう進めるか
―砂漠化 COP17 から見る国際協力の現在地

Column

2026 年 10 月 20 日
経済部 シニアアナリスト
宮之原 正道

はじめに

「COP」（締約国会議）と聞くと、気候変動を議論する COP や、生物多様性を議論する COP を思い浮かべる人が多いのではないだろうか。実はもう一つ、1992 年の地球サミットを起点とする「リオ 3 条約」の一つに、国連砂漠化対処条約（UNCCD）がある。

2026 年 8 月、その第 17 回締約国会議（COP17）がモンゴル・ウランバートルで開催された。今月には UNCCD による報告書も公表され、COP16 から続いてきた交渉の経緯と結果を、確定した文書に基づいて確認できるようになった。

日本では気候変動や生物多様性の COP に比べ、砂漠化 COP が大きく取り上げられることは少ない。しかし、筆者が今回注目したのは、そこで重要な議題となった「干ばつ」である。

そもそも「干ばつ」とは何か

干ばつは単に「雨が少ない状態」を意味するわけではない。UNCCD 条約では、通常より大幅に少ない降水によって水のバランスが大きく崩れ、土地の生産活動に悪影響を及ぼす自然現象と定義されている。

日本では「砂漠化対処条約」と略されるため、砂漠の拡大を防ぐ条約という印象を受けやすい。しかし、正式名称は「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」であり、干ばつは条約制定当初から重要なテーマである。

干ばつは既に顕在化している経済・社会リスク

干ばつの影響は農業や飲料水にとどまらず、物流やエネルギー、産業活動にも波及する。例えば 2023～24 年、パナマ運河では深刻な干ばつによる水位低下で船舶の通航が制限され、世界の海上物流に影響が生じた。同じ時期の南部アフリカでは、エルニーニョに伴う歴史的な干ばつで収穫減少や食料不安が広がったほか、ザンビアでは水力発電が大幅に減少し、停電を通じて鉱業や製造業にも影響が及んだ。パナマ運河庁や UNCTAD、WFP、IMF なども、これらを干ばつによる影響として整理している。また、こうした個別事例とは別に、UNCCD などが 2024 年にまとめた報告書では、過去のデータや直接・間接的な影響を踏まえ、世界の干ばつによる経済損失を年間 3,070 億ドル超と推計している。

問題は「干ばつがリスクかどうか」ではない。既に存在するリスクに対し、被害が起きてから対応するのではなく、どこまで事前に備えられるかである。

COP を重ねて、何が進んだのか

ここで、「COP17 まで開催して、これまで何が進んだのか」と思う読者もいるだろう。

UNCCD の COP は 1997 年に第 1 回が開催されたが、現在のような干ばつの事前管理を巡る取り組みが本格化したのは比較的最近である。2017 年の COP13 を受け、翌 2018 年に「干ばつイニシアティブ」が始動し、国家干ばつ計画や早期警戒、リスク評価などの整備が進められてきた。

UNCCD は COP17 閉幕時点で、2013 年には 3 か国だった国家干ばつ計画の策定国が、現在では 70 か国を超えるとしている。このように国家計画や早期警戒などの実務面は前進してきたが、資金や実施面にはなお課題が残る。さらに、こうした取り組みを世界共通のより強い制度として位置付けるかについても合意できていない。

資料は、住友商事グローバルリサーチ株式会社(以下、「当社」)が信頼できると判断した情報に基づいて作成しており、作成にあたっては細心の注意を払っておりますが、当社及び住友商事グループは、その情報の正確性、完全性、信頼性、安全性等において、いかなる保証もいたしません。本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、投資その他何らかの行動を勧誘するものではありません。また、本資料は筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び住友商事グループの統一された見解ではありません。本資料の全部または一部を著作権法で認められる範囲を超えて無断で利用することはご遠慮ください。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。

方向性はおおむね一致、しかし「どう実行するか」で割れる

2024 年の COP16 では、干ばつへの対応をさらに強化するため、法的拘束力のある新たな議定書を設けるか、より柔軟な仕組みとするかで意見がまとまらず、議論は COP17 へ持ち越された。そして今回も結論は出なかった。

モロッコ、ジンバブエ、エジプトなどのアフリカ諸国は法的拘束力のある議定書を支持した。一方、英国とオーストラリアは法的拘束力のある文書を支持せず、EU は立場が対立する各国に歩み寄りを求め、バランスの取れた合意を目指した（日本は公表資料上、議定書への明確な賛否を示していない）。議定書に慎重な側には、既に多くの国が国家計画を持つ中、新しいルールを増やすより、まず既存の仕組みを機能させるべきだとの考えがある。一方、議定書を求める側には、計画の内容や実施水準が各国に委ねられ、資金や技術支援にもばらつきがある現状を、より明確な国際制度によって補いたいとの問題意識がある。結果として、新たな制度についての議論は 2028 年の COP18 へ持ち越された。

今回の交渉には、国際環境政策を「目標」から「実施」へ移す際の難しさが表れているように思う。

制度交渉と並行して進む「備え」

制度交渉がまとまらなくても、実務が止まっているわけではない。COP17 では「干ばつ強靭性指数」が公表され、社会、経済、インフラ、生態系が干ばつをどの程度予測し、備え、適応できるかを可視化する取り組みも進んでいる。

リスクそのものは既に見えている。筆者が今回の議論で注目するのは、そのリスクへの「備え」をどこまで国際的な共通ルールとし、どこからを各国の対応に委ねるのかという線引きの難しさである。

干ばつそのものをなくすことはできないが、その被害の大きさは事前の備えによって変えることができる。企業に直ちに新たな義務が生じる話ではないものの、物理的リスクへの対応が「被害発生後の救済」から「事前のリスク管理」へ重心を移していることは、事業継続やサプライチェーンを考える上でも無関係ではない。

次回 COP18 は 2028 年にエジプトで開催される。新たな国際ルールを作るのか、既存制度の実施を優先するのか。その交渉とともに、制度の合意を待たず、実務面で「備え」がどこまで進むのかにも注目していきたい。

以上

資料は、住友商事グローバルリサーチ株式会社(以下、「当社」)が信頼できると判断した情報に基づいて作成しており、作成にあたっては細心の注意を払っておりますが、当社及び住友商事グループは、その情報の正確性、完全性、信頼性、安全性等において、いかなる保証もいたしません。本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、投資その他何らかの行動を勧誘するものではありません。また、本資料は筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び住友商事グループの統一された見解ではありません。本資料の全部または一部を著作権法で認められる範囲を超えて無断で利用することはご遠慮ください。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。